



Title	唐代制勅研究
Author(s)	中村, 裕一
Citation	大阪大学, 1992, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38406
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ^{なか}中 ^{むら}村 ^{ひろ}裕 ^{いち}一

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 0 4 6 8 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 4 年 12 月 4 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 唐代制勅研究

論文審査委員 (主査)
教 授 濱島 敦俊(副査)
教 授 加地 伸行 助教授 森安 孝夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、律令制という整備された官僚機構・法律体系で有名な唐王朝の国家運営について、とくに詔勅類を中心に公文書システムの側面から考察を加えたものである。体裁はA5判1069頁から成り、本文は400字約2400枚の分量をもち、写真46葉を有する。

まず「序章唐代制勅研究の意義と課題」（全四節）において、唐代公文書研究の意義、研究史、課題と方法が示される。前近代中国の特徴である王朝支配を支える官僚制（申請者は史料用語に従い、一貫して「官人制」と呼ぶ）は、恣意や擅断を排除する「文書主義」と不可分の関係にあった。即ち、全ての唐代公文書にはその成立過程と文書の流れを反映する一定の書式があり、それゆえにそれを解明することが、ひいては唐朝の中枢機構と国制の解明につながるのである。特に、皇帝の名において発せられる「王言」（詔勅類）の定立は、国家意志の確定として重要であるが、従来、各種王言のうち僅かに「告身」文書の研究、及び「制書式」の復元の試みがあるのみであった。従って王言の定立過程の法定手続きは、その殆どが分析課題として残されており、その解明は唐王朝の基本性格、あるいは当時の国際関係の理解等について、大きく資することになるであろう。唐代の王言として、申請者は、『大唐六典』に依って、「冊書」「制書」「慰勞制書」「発日勅」「勅旨」「論事勅書」「勅牒」の七種を指定し、それぞれの形態および機能の分析を基本的かつ主要な課題として設定する。唐朝では、皇帝の私的意志が国家の公的意志として定立される過程に、門下省が存在して詔勅類の原案を審査し、「封駁」（差戻し）が行なわれたことは有名であるが、所定の手続過程を、各種の王言について確認することも重要な課題となる。

「第一章制書（詔書）」（全九節）において、まず、「詔」「制」「勅」の用法について論じ、則天武后が「詔」を廃して「制」と改めた後にも、両者は混用され、さらには本来は別の用途の王言である「勅」すなわち「発日勅」も、俗に「制」と混用されたがために、「制勅」あるいは「詔勅」という熟語が発生したとする。本来は「冊書」が、皇后・皇太子や皇族の冊立、藩王の冊封、最高級官僚の叙任等に用いられ、最も高く位置付けられた王言であった。それは先秦以来の伝統に基づくものであるが、「封冊」は唐代には既に形骸化していて、数多い叙任には、「制授告身」が用いられるようになり、「制書」こそが、所謂「軍国の大事」に関する最も重要な王言となっていた。制書の様式は、

「公式令制書式」に定められていたと考えられ、故仁井田陞教授の著名な大作『唐令拾遺』に一部復元されているが、本論文は、これに多くの追加、補強を行なった。確定された制書に、門下省の「覆奏」の記載の有無について事的大小により差異の存在すること、従って二種類の制書式が存在したことを指摘する。これらの公式令制書式は、開元七年令（719）もしくは開元二五年令（737）の何れかに属するが、先行する乾封（七世紀後半）・貞観（637）・武徳（624）各公式令制書式とはほぼ同様の内容を有すること、それは隋・大業令（607）や開皇令（582）に遡り得る可能性があることを指摘し、さらには南北各朝の令・式との関係を推定した。このほか、刑罰・税役の減免にかかわる制書である「赦書」「德音」を考察し、また太上皇の王言である「誥」を分析する。最後に、門下省の封駁を詳細に分析し、上記七種の王言のうち、慰勞制書・論事勅書・勅牒は封還の対象に含まれぬことを論証した。さらに臣僚の上奏についても同様の検討を加えて、「奏彈」（彈劾）は対象とされぬが、「奏抄」（一般の上奏）および「露布」（軍情報告）は門下省の封駁の対象であつたことを明らかにした。

「第二章慰勞制書（慰勞詔書）」（全七節）は、臣僚の慰勞・勸奨に用いられ、併せて周辺諸国に対しても発された「慰勞制書」（俗称慰勞詔書）について、その形態を考察して「慰勞制書式」の復元を行なう。それは必ず「皇帝問」

“皇帝敬問”の起句を有すること、連署する臣僚は起草に当った中書省の官人のみであつて、門下省の臣僚は記載されないこと、従って「慰勞制書」は門下の審査を経ずして成立する王言たることなどを指摘する。さらにこの文書式の淵源は、少なくとも前漢時代にまで遡り得ることも確認された。ここで問題となるのは、“甲致書乙”に始まる所謂「致書」文書である。元来これは、対等の個人間の私信の形式であり、およそ対等の国家関係という理念を一切含有しない唐朝の文書システムには、公式には存在しない文書形式であるが、現実には対等たらざるを得ない（臣従せられぬ）周辺国に対する窮余の手段として使用されたと結論する。他に、臣僚に対する皇帝の温情を示す王言として現われる、「手詔」「墨詔（墨制）」「優詔（優制）」「制旨」等を検討し、何れも制書・慰勞制書・論事勅書等の俗称であることを明らかにした。

「第三章勅書」（全十六節）においては、王言七種のうち「勅」の文字を有する「発日勅」「勅旨」「論事勅書」「勅牒」の四種について、形態の検討（文書式の復元と遡及）、定立過程の考察を行なう。本来、「発日勅」は、「制書」よりは相対的に軽微な案件に関わる王言であるが（但し門下の審査を要す）、原則が崩れ、「制書」との境界があいまいになっていた。「勅旨」は、基本的に、天子の意向・裁断を請う臣僚の上奏に対する天子の回答であり、これも門下の審査を要する。「勅旨」には、発端となった臣僚の上奏の節略文が前半に収録されるのが通例である。「勅牒」とは、「勅旨」と同じく、基本的には官僚の上奏に対する回答であるが、内容が旧来の制度の変更に涉らないものであり、門下省の審査を要しない。「論事勅書」は臣僚を慰撫あるいは訓戒する王言であり、「慰勞制書」と類似する。その結果、制書と発日勅が混用されたように、「論事勅書」も「慰勞制書」と混用される傾向にあった。さらに史料に見える「手勅」「墨勅」「口勅」「口詔」「口宣」「御札」などの用語の検討を行なう。これら王言に関連して、臣僚の上奏の形式と手続きが検討される。一般に上奏は「状」の形式で為され、それに対して皇帝は回答せねばならず、史料にはさまざまの承認用語が登場するが、「可」が元来の用語であつて、他は文書の転記、あるいは後世の史籍編纂の過程で変化が起こったとする。上奏には多く「議」または「奏議」と分類されるものが存在するが、それは皇帝の諮問に答えた臣僚の上奏である。他に文書式に規定の無い「疏」があり、一定の形式を保って書かれるが、通常の政務と関係しない場合の上申文書と推定される。

「第四章璽書」（全三節）は、「璽書」と称される文書を考察し、それはこれを収める函に皇帝の印章で封印されるが故に生じた総称であることを明らかにする。王言の第一に置かれる「冊書」も、この「璽書」の範疇に属する。本章ではこの考察の延長上に、唐朝皇帝の玉璽八種を考察し、封印のゆえにそれが陰刻であることを明らかにし、また所謂「伝国璽」の由来について、考察する。

「第五章唐代文献にみえる制勅伝達」（全八節）は、以上の諸章でも部分的に考察した、定立された王言の首都および地方への伝達過程を再現する。地方官衙への赦書の伝達の期限（速度）の規定が“日行五百里”となっているが、諸史料から実例を検索し、かならずしも守られていないことを論証した。さらに西域出土の原文書について送達速度を分析し、一日に通常の公文書が百三十里、大赦の場合は百八十里であることを具体的に確認した。朝廷から送付

された王言の百姓（庶民）への伝達方法についても、考察を加えている。

論文審査の結果の要旨

統治システム・国際関係や文化など興味を喚起する歴史事象に富み、史料的にも各種の編纂史料に加え無数の出土文書が存在し、加えて律令制を媒介に日本古代史研究とも絡み合うという条件のもと、唐代史研究は世界の中国史研究のなかで最も高い水準を誇る研究領域に属している。とりわけ、律令制、それにともなう官僚制・均田制・府兵制などは多くの研究が積み重ねられてきたが、しかし、その基礎となるべき公文書システムについては、律令の復元の試みを除けばほとんど空白であったといえる。本論文は、この重要な課題に真正面から取り組み、皇帝の意志という外被を帯びつつも、国家の公的意志として法的に確定される手続き過程を必要とした詔勅類の分析を、集中して行なったものである。

この課題について、申請者は唐代史研究の正道に則り、両唐書や通鑑などの史籍、六典・詔令集などの政書、文集、および日本律令関係典籍を博搜するのみならず、中央アジアや敦煌出土の各種の原文書を、従来とは異なる視点から詳細に分析し、規範・実際の両側面に涉つて、為し得るかぎりの復元を果たしている。其の実証は手堅く、論証は確実である。

このような制度的復元を行なうのみならず、申請者は、手続き過程の意味を、皇帝の支配権、官僚制の構造など、総じて唐朝支配権力の基本的性格・構造に絶えず還元し、そのフィルターを濾過させての意義付けを繰り返し試みている。換言すれば、本論文は公文書システムに関わる国制史研究、また文書学研究であるが、同時にすぐれた政治史研究ともなっている。

本論文の分析対象は二つの面で日本古代史に深く関わらざるを得ない。つまり中国において消失した唐令の大きな痕跡が日本律令およびその注釈書に見いだされ、また外交関係に関わる史料が多数存在するからである。本論文は、立論に際して随所にこれらの史料、および日本に関わる研究を引用参照しているが、これは逆にまた、日本古代の律令研究に大きく影響を与えるものである。上記の政治史的関心はここでも現われ、中国の皇帝権力との比較を念頭に、しばしば古代天皇制への論及が為されている。

このように、日本における唐代史研究として、本書は大きな意義を有するものである。ただし当然ながら、この大著に全く瑕疵無しとはいえない。

叙述に関して言えば、引用漢文史料には、訓読が付されることが望まれるであろう。また王言であるがゆえに古典を踏んだ文言が頻出するが、本旨に直接に関わらぬとはいえ、その正確な理解が求められる。さらに既発表論文の再録による重複の整理に一考を要し、使用せる編纂史料の版本（当該分野の研究者以外には必ずしも常識ではない）への論及が望ましい箇所も存在する。

論証においても、他の可能性が排除されぬように思える部分が存在する。たとえば、制書末尾に連署する中書令（宣）・中書侍郎（奉）・中書舍人（行）の「行」という行為を、通念（文書の送付）に反対して、“実施”と解するところは、十分に説得的論証が為されているとはいいがたい。また「致書」形式において、“皇帝敬問”と“皇帝問”が全く同一のものと理解され、「敬問」文書を敵国（対等国）に対する文書と解する説を厳しく批判するが、その論拠に“唐朝の文書システムの理念に対等は無い”という原則論に加えて、起句の“敬問”と“問”とに差異は存在しないことの論証が加えられれば、より十分なものとなったであろう。また近年積み重ねられている東アジア世界論との整合性の検討があれば、この論旨は一層確かなものとなったであろう。

巨大な著述にともなうこれらの疑問は、本論文の全体としての検証や論理展開の緻密さを損なうものではなくない。

以上、審査の結果、本論文が博士（文学）に相応しいものであることを結論とする。